

令和元年第6回荒尾市議会（定例会）

議案資料

「荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

1 経緯

成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条第2号においては、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」と規定している。

当該規定に基づき、国の成年後見制度利用促進委員会において、具体的な検討が行われた結果、成年被後見人等について、欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断する仕組みへ移行する方針が示された。これを受けて「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、この法律による地方公務員法の改正により、地方公務員の欠格条項のうち成年被後見人及び被保佐人に係る規定が削除された。この改正に伴い、当該改正に係る規定を引用している部分等について改正するとともに、上記整備法の趣旨に鑑み、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を改正するもの。

2 対象条例及び主な改正内容

地方公務員法第16条第1号（成年被後見人及び被保佐人を地方公務員の欠格事項とする規定）が削除されたこと等に伴い、次の改正を行うもの

(1) 荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

地方公務員法第16条第1号の削除に伴う号ずれ

(2) 荒尾市職員の給与に関する条例

市職員の給与及び各種手当の支給に関する規定から成年被後見人及び被保佐人に該当して失職した場合を削除するもの

(3) 荒尾市職員退職手当支給条例

市職員の退職手当の支給に関する規定から成年被後見人及び被保佐人に該当して失職した場合を削除するもの

(4) 荒尾市消防団条例

消防団員の失格事項から成年被後見人及び被保佐人を削除するもの

(5) 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

企業職員の退職手当の支給に関する規定から成年被後見人及び被保佐人に該当して失職した場合を削除するもの

3 施行期日

令和元年12月14日

荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

	現 行	改 正 後
(失職の例外)	(失職の例外)	第6条 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、任命権者は他の法律の定めがある場合を除くほか、その者の罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めたとき限りその職を失わないものとすることができる。

第2条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正

	現 行	改 正 後
(休職者の給与)	(休職者の給与)	第9条の2 略
第9条の2 略	第9条の2 略	略
2	3 前項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第16条の5第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、 <u>第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第16条の5第1項により別に定める日</u> に同項の例により期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。	3 前項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第16条の5第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、 <u>同項の規定により別に定める日</u> に同項の例により別に定める職員については、この限りでない。
4～6 略	4～6 略	(期末手当)
		第16条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の7までにおいてこれらの人を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の7第1項においてこれらの人を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又

現行	改正後
しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第9条の2第3項の規定の適用を受ける職員及び用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	は死亡した職員（第9条の2第3項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2・3 略	2・3 略
4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
5・6 略	5・6 略
第16条の6 次の各号のいづれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第16条の6 次の各号のいづれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
(1) 略	(1) 略
(2) 基準日から当該基準日に応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）	(2) 基準日から当該基準日に応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止めると受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止めると受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの
第16条の7 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされて	第16条の7 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされて

現 行	改 正	後
いた職員で当該支給日の前日までに離職したもののが次の各号のいづれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	いた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいづれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	いた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいづれかに該当する場合は、当該期末手当は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定している場合	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定している場合
(2) 略	(2) 略	(2) 略
2	3	2
3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいづれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。	任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいづれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。	任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいづれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。
(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた場合	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に關し禁錮以上の刑に処せられた場合	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に關し禁錮以上の刑に処せられた場合
(2) • (3) 略	(2) • (3) 略	(2) • (3) 略
4 ~ 6	4 ~ 6	4 ~ 6
(勤勉手当)	(勤勉手当)	(勤勉手当)
第16条の8 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法	第16条の8 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）に	第16条の8 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）に

	現 行	改 正	後
第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。		ついても同様とする。	
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号を超えてはならない。	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれを基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれを基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれを基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額	(2) 略 3～5 略	(2) 略 3～5 略	

第3条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正

	現 行	改 正	後
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

現	行	改	正	後
こととする処分を行うことができる。		こととする処分を行うことができる。		
(1) 略		(1) 略		
(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者		(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者		
2・3 略		2・3 略		

第4条 荒尾市消防団条例の一部改正	現	行	改	正	後
(失格)		(失格)			
第7条 団員が次の各号のいづれかに該当したときは、その資格を失う。		第7条 団員が次の各号のいづれかに該当したときは、その資格を失う。			
(1) 略		(1) 略			
(2) 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。		(2) 削る。			
(3) 略		(3) 略			

第5条 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	現	行	改	正	後
(退職手当)		(退職手当)			
第14条 略		第14条 略			
2 退職をした者が次の各号のいづれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。		2 退職をした者が次の各号のいづれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しなさいこととができる。			
(1) 略		(1) 略			
(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者		(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者			
(3) 略		(3) 略			
3～5 略		3～5 略			

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

「荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

特別職の賞与改定 【令和元年12月期から改定】

<市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員>

年間3.35月分 → 3.40月分(0.05月分引上げ)

特別職	現行	改定後	
	令和元年度	令和元年度	令和2年度以降
6月 期末手当	1.675月	1.675月	1.70月
12月 期末手当	1.675月	1.725月	1.70月
年間合計	3.35月	3.40月	3.40月

※ 令和元年12月の増額分は、条例改正後に支給

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

<荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正>

第1条(公布の日施行)	現行	改正後
(給与等の支給方法)	(給与等の支給方法)	(給与等の支給方法)
第4条前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第4条前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第4条前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

<荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正>

第3条（公布の日施行）	現 行	改 正	後
(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)
第5条 紹介及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 紹介及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 紹介及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 紹介及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

<荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正>

第5条（公布の日施行）	現 行	改 正	後
(給与及び旅費の支給方法)			
第5条 紹与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 紹与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与及び旅費の支給方法)	

第6条（令和2年4月1日施行）	現 行	改 正	後
(給与及び旅費の支給方法)			
第5条 紹与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 紹与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与及び旅費の支給方法)	

<荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正>

第7条（公布の日施行）

	現	行	改	正	後
(期末手当)			(期末手当)		
第6条 略			第6条 略		
2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同條第5項において、規則で定める割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。			2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同條第5項において、規則で定める割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。		

第8条（令和2年4月1日施行）

	現	行	改	正	後
(期末手当)			(期末手当)		
第6条 略			第6条 略		
2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同條第5項において、規則で定める割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。			2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の130」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同條第5項において、規則で定める割合は、同項の規定にかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。		

附 則 (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

「荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の概要

一般職の給与改定

1 月例給【平成31年4月から遡及適用】

若年層について、給料表を200円～2,000円引上げ

※給料表のうち6級及び7級の区分並びに再任用職員の区分については、引上げなし。

2 賞与【令和元年12月期から改定】

年間4.45月分 → 4.50月分(0.05月分引上げ)

※再任用職員については引上げなしのため、年間2.35月分のまま

一般職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
		令和元年度	令和2年度以降
6月 期末手当	1.30月 [1.10月]	1.30月 [1.10月]	1.30月 [1.10月]
勤勉手当	0.925月 [1.125月]	0.925月 [1.125月]	0.95月 [1.15月]
12月 期末手当	1.30月 [1.10月]	1.30月 [1.10月]	1.30月 [1.10月]
勤勉手当	0.925月 [1.125月]	0.975月 [1.175月]	0.95月 [1.15月]
年間合計	4.45月 [4.45月]	4.50月 [4.50月]	4.50月 [4.50月]

※令和元年12月の増額分は、条例改正後に支給

3 住居手当【令和2年4月から改定】

(1) 手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げる。

(12,000円→16,000円)

(2) 手当額の上限を1,000円引き上げる。

(27,000円→28,000円)

・(1)は手当減額要因、(2)は手当増額要因であり、手当額算出における控除額等を次のように改定する。

家賃額	手当額
月額 27,000 (23,000) 円以下	家賃額 - 16,000 (12,000) 円
月額 27,000 (23,000) 円超	家賃額 - 27,000 (23,000) 円 2 +11,000 円 ※手当額の上限 28,000 (27,000) 円

※()内の数字は、改定前の金額

・改定の結果、手当額が現在より減額となる一部の職員については、経過措置を講じる。

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条(公布の日施行)

現	行	改	正	後
(勤勉手当)	(勤勉手当)	第16条の8 略	第16条の8 略	第16条の8 略
第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定幹部職員については、100分の112.5)を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5(特定幹部職員については、100分の112.5)、12月に支給する場合には100分の97.5(特定幹部職員にあっては、100分の117.5)を乗じて得た額の総額	(2) 略 3～5 略	(2) 略 3～5 略	

別表第1(第3条関係)
行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	給料月額						給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級				
再任用職員以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	415,500	464,200	519,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	417,200	466,000	523,100
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	419,400	473,600	524,800

別表第1(第3条関係)
行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	給料月額						給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級				
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	291,100	323,100	365,500	417,200	466,000	523,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	293,100	324,600	367,800	419,400	473,600	524,800
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	421,400	476,600	525,800

	現行	改正			後		
		4	5	6	7	8	9
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	370,500
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	328,300	377,200
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,600	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100

			現行	改正	後
	33	194,000	244,200	281,800	325,500
34	195,400	245,300	283,700	327,500	353,400
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600
52	218,000	268,400	312,700	357,400	375,400
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000

			現	行	改	正	後
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		

現行	改正	後	現行									
			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	380,300	392,800	380,700	392,800
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				91	246,900	294,100	341,600
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				92	247,300	294,500	342,000
94		294,900	342,600						93	247,600	294,700	342,200
95		295,200	343,100						94	294,900	342,600	
96		295,600	343,500						95		295,200	343,100
97		295,800	343,700						96		295,600	343,500
98		296,100	344,100						97		295,800	343,700
99		296,500	344,500						98		296,100	344,100
100		296,900	344,800						99		296,500	344,500
101		297,100	345,100						100		296,900	344,800
102		297,400	345,500						101		297,100	345,100
103		297,800	345,900						102		297,400	345,500
104		298,100	346,300						103		297,800	345,900
105		298,300	346,800						104		298,100	346,300
106		298,600	347,200						105		298,300	346,800
107		299,000	347,600						106		298,600	347,200
108		299,300	348,000						107		299,000	347,600
109		299,500	348,500						108		299,300	348,000
110		299,900	348,900						109		299,500	348,500
111		300,300	349,200						110		299,900	348,900
112		300,600	349,500						111		300,300	349,200
113		300,800	350,000						112		300,600	349,500
114		301,000							113		300,800	350,000
115		301,300							114		301,000	
116		301,700							115		301,300	
117		301,900							116		301,700	
118		302,100							117		301,900	
119		302,400							118		302,100	

		現 行				改 正				後	
	120		302,700				120		302,700		
121		303,100					121		303,100		
122		303,300					122		303,300		
123		303,600					123		303,600		
124		303,900					124		303,900		
125		304,200					125		304,200		
再任用職員							再任用職員				
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800		187,700	215,200	255,200
										274,600	289,700
										315,100	356,800

第2条（令和2年4月1日施行）

- (住居手当) 第9条の6 住居手当は、次の各号のいづれかに該当する職員に支給する。
- (1) 自ら居住するため住宅（賃間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）
- (2) 略
- (3) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める有料宿舎を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらとのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第3号に掲げる額及び第1号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたとき
- (住居手当) 第9条の6 住居手当は、次の各号のいづれかに該当する職員に支給する。
- (1) 自ら居住するため住宅（賃間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）
- (2) 略
- (3) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める有料宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらとのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第3号に定める額及び第3号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたとき

現 行	改 正	後
<p>は、これを切り捨てた額)に相当する額 ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額 イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>を11,000円に加算した額 (2)・(3) 略 3 略</p>	<p>は、これを切り捨てた額)に相当する額 ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額 イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>を11,000円に加算した額 (2)・(3) 略 3 略</p>	
<p>第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	
<p>(勤勉手当) 第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(勤勉手当) 第16条の8 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の112.5</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の97.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p>

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第3条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例第9条の6の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第9条の6の規定にかかるわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1） 改正後の給与条例第9条の6第1項各号のいづれにも該当しないこととなる職員

（2） 旧手当額から改正後の給与条例第9条の6第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

「荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の概要

【荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正】

- ・フルタイム会計年度任用職員の給料を決定するに当たって、正職員に適用される給料表を用いて決定することを明確にする。
- ・給料表を用いて給料を決定するために必要な職務の分類を行う際の基準となる等級別基準職務表を規定する。
- ・休職者の給与の取扱いについて規定する。

【荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正】

- ・月額で報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員が死亡退職した場合の報酬の計算期間について、正職員と同様当該月の末日までとする。
- ・パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬について、正規の勤務時間が割り振られた日以外に勤務した場合、週休日の振替休日を週内に取得できなかった場合及び1月60時間を超える時間外勤務をした場合の支給割合を規定する。また、正職員と同様1月60時間を超える時間外勤務をした場合に、時間外勤務報酬の支給に代えて休日を与えることができる時間外勤務代休時間について規定する。
- ・勤務1時間当たりの報酬額を算出するに当たって、正職員と同様月額で支給される特殊勤務報酬額を加味することとする。
- ・期末手当の算定基礎額に、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬が含まれないことを明確にする。
- ・休職者の報酬等の取扱いについて規定する。

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

	現	行	改	正	後
(給料の決定)			(給料の決定)		
第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月額を超えない範囲において、他の常勤の職員との権衡、その勤務の特殊性等を考慮し、規則で定めることにより決定する。			第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、給与条例別表第1に定める行政職給料表（1）（以下「給料表」という。）によるものとし、別表第1の左欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月額を超えない範囲内において適用する。		
			2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。		
			3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。		
			4 フルタイム会計年度任用職員となつた者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。		
			(休職者の給与)		
			第19条 休職中のフルタイム会計年度任用職員には、給与を支給しない。		
(委任)			(委任)		
第19条 略			第20条 略		
別表（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
職種	月額	月額	職種	月額	月額
行政事務職	給与条例別表第1行政職給料表（1）（以下「給料表」という。）に定める1級における最高の号給の給料月額である247,600円		行政事務職		

	現	行	改	正	後
	略		略		
別表第2(第4条関係)					
等級別基準職務表					

職種	職務の級	基準となる職務
行政事務職	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
行政事務職以外の職	1級	定型的若しくは補助的な業務を行いう職務又は知識、経験、資格等を必要とする職務
	2級	高度な知識、経験、資格等を必要とし、主体的に業務を行う職務

(報酬)	現	行	改	正	後
第3条 略		(報酬)	第3条 略		
2		2	2		
3	前2項の支給は、他の条例に規定する場合のほか現金で行わなければならぬ。ただし、パートタイム会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。	3	前2項の支給は、他の条例に規定する場合のほか現金で行わなければならぬ。ただし、パートタイム会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振込の方法により支払うことができる。		
(報酬の支給方法)					
第5条 略		(報酬の支給方法)	第5条 略		
2		2	2		
3	パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。	3	パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末		

	現 行	改 正	後
4	(時間外勤務報酬)	までの報酬を支給する。	
4 略	(時間外勤務報酬) 第8条 略	第8条 略 2 時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の合計が常勤の職員の勤務時間とその勤務時間との合計が7時間45分を超えない勤務については、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。	までの報酬を支給する。
4 略	(時間外勤務報酬) 第8条 略 2 時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務時間とその勤務をした日ににおける正規の勤務時間との合計が7時間45分を超えない勤務については、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務割増報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150） (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160） 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務割増報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えた勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との	までの報酬を支給する。	

	現 行	改 正	後
4		合計が38時間45分を超えない勤務については、この限りでない。	
		前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。	
		(1) 第1項に規定する勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）	
		(2) 前項に規定する勤務（同項ただし書に規定する勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務割増報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50	
5		時間外勤務代休時間（前項の規定により時間外勤務報酬を支給すべきパートタイム会計年度任用職員に対して、任命権者が定めところにより指定する当該時間外勤務代休時間の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間をいう。以下同じ。）が指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する勤務に応じた割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務報酬を支給することを要しない。	
		(勤務1時間当たりの報酬額の算出)	
		第12条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。	
		(1) 月額による報酬 報酬の月額及び特殊勤務報酬（月額で支給	

現 行	改 正	後
たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間ににおける休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額	されるものに限る。次号及び第3号において同じ。) の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間ににおける休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額	
(2) 日額による報酬 報酬の日額を1日に勤務する時間数で除して得た額	(2) 日額による報酬 報酬の日額を1日に勤務する時間数で除して得た額に、特殊勤務報酬の月額を162.75で除して得た額を加えた額	
(3) 時間額による報酬 第3条第1項の規定に基づき規則で定める額	(3) 時間額による報酬 第3条第1項の規定に基づき規則で定める額に、特殊勤務報酬の月額を162.75で除して得た額を加えた額	
(期末手当)	(期末手当)	
第14条 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。	第14条 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。	
(1) 略	(1) 略	
(2) 期末手当は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。	(2) 期末手当は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。) の1月当たりの平均額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。	
2 略	2 略	
(通勤に係る費用の弁償)	(通勤に係る費用の弁償)	
第15条 略	第15条 略	

	現 行	改 正	正 後
2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例第10条の規定により支給される通勤手当の例による。この場合において、当該 <u>支給額</u> は、1月当たりの <u>通勤回数</u> を考慮して規則で定めるものとする。	2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例第10条の規定により支給される通勤手当の例による。この場合において、当該 <u>支給額等</u> は、1月当たりの <u>通勤回数等</u> を考慮して規則で定めるものとする。		
(委任) 第18条 略	(休職者の報酬等) 第18条 休職中のパートタイム会計年度任用職員には、報酬及び期末手当を支給しない。		
	(委任) 第19条 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(経営の基本)		現 行	改 正 後
第4条	略		(経営の基本)
2	診療科目は、次のとおりとする。	2 診療科目は、次のとおりとする。	第4条 略
(1)～(26)	略	(1)～(26) 略	
3	略	<u>(27) 耳鼻咽喉科</u>	3 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第78号資料

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
2 総務費	人事管理費	△ 901			△ 901	□会計年度任用職員制度導入に伴う人事給与及び庶務事務システムの導入時期の変更による ・委託料 △217 ・使用料 △684	
	契約検査管理費	368			368	□業務量の増加に伴う臨時職員雇用 ・健康労働保険料 84 ・賃金 284	
	エネルギー・マネジメント推進事業費		4,900		△ 4,900	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・防災施設整備事業債 4,900	
	戸籍住民基本台帳費（臨時及び非常勤職員雇用）	362			362	□業務量の増加に伴う非常勤職員雇用 ・非常勤職員報酬 313 ・健康労働保険料 49	
	2款計	△ 171	4,900		△ 5,071		
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 485			△ 485	□国民健康保険特別会計補正による ・特別会計繰出金 △485	
	介護保険特別会計繰出金	△ 256			△ 256	□介護保険特別会計補正による ・特別会計繰出金 △256	
	生活困窮者自立相談支援事業費	1,954			1,954	□平成30年度国庫負担金の精算 ・返還金 1,954	
	国民年金事務費	352	352			□免除申請書の様式変更に伴う国民年金システム改修 ・委託料 (財源) 352 ・国庫委託金 352	
	特別障害者手当等給付費	411			411	□平成30年度国庫負担金の精算 ・返還金 411	
	障害者福祉総務費	642			642	□平成30年度国県負担金の精算 ・返還金 642	
	自立支援医療費支給事業費	18,873			18,873	□平成30年度国県負担金の精算 ・返還金 18,873	
	相談支援給付費等支給事業費	4,210	604		3,606	□障害児相談支援給付費の増及び平成30年度国県負担金の精算 ・扶助費 806 ・返還金 (財源) 3,404 ・国庫負担金 403 ・県負担金 201	
	障害者補装具給付費	6,157	2,050		4,107	□補装具給付費の増及び平成30年度国県負担金の精算 ・扶助費 2,735 ・返還金 (財源) 3,422 ・国庫負担金 1,367 ・県負担金 683	
	療養介護医療費支給事業費	14,431	10,822		3,609	□療養介護医療費の増による ・扶助費 (財源) 14,431 ・国庫負担金 7,215 ・県負担金 3,607	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	意思疎通支援事業費	278	207		71	□手話通訳者派遣事業の利用増による ・委託料 278 (財源) ・国庫補助金 138 ・県補助金 69	
	訪問入浴サービス事業費	512	270	150	92	□訪問入浴サービス事業の利用増による ・委託料 512 (財源) ・利用料 150 ・国庫補助金 180 ・県補助金 90	
	後期高齢者医療費	13,708			13,708	□平成30年度療養給付費負担金の精算 ・負担金（追加） 13,708	
	後期高齢者医療特別会計繰出金	11			11	□後期高齢者医療特別会計補正による ・特別会計繰出金 11	
	母子生活支援施設入所措置費	2,920	1,699		1,221	□入所措置費の増及び平成30年度国庫負担金の精算 ・扶助費 2,267 ・返還金 653 (財源) ・国庫負担金 1,133 ・県負担金 566	
	生活保護適正実施推進事業費	534	154		380	□健康管理支援事業の実施に伴うレセプト管理システム改修及び平成30年度国庫補助金の精算 ・委託料 154 ・返還金 380 (財源) ・国庫補助金 154	
	生活保護適正実施推進事業費（業務効率化事業）	1,623	902		721	□制度改正に伴う生活保護システム改修 ・委託料 1,623 (財源) ・国庫補助金 902	
	生活保護（扶助費）	90,620	60,999		29,621	□医療扶助費及び施設事務費の増並びに平成30年度国庫負担金の精算 ・扶助費 81,333 ・返還金 9,287 (財源) ・国庫負担金 60,999	
	3 款計	156,495	78,059	150	78,286		
6 農林水産業費	多面的機能支払交付金事業費	1,015		1,353	△ 338	□前事業計画期間（平成26年度～平成30年度）における県補助金の精算 ・返還金 1,015 (財源) ・多面的機能支払交付金事業補助金返還金 1,353	
	产学研官連携エコシステムによる恵みの海「有明海」活性化事業費		△ 1,220	2,100	△ 880	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・国庫補助金 △1,220 ・観光施設整備事業債 2,100	
	6 款計	1,015	△ 1,220	2,100	1,353	△ 1,218	
7 商工費	商工総務費（産休・育休代替職員雇用）	476			476	□職員産休に伴う臨時職員雇用 ・健康労働保険料 74 ・賃金 402	
	7 款計	476				476	
8 土木費	道路新設改良事業費（人件費）			△ 5,400	5,400	□起債対象事業の組替え (財源) ・海岸保全事業債 △5,400	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	5,400		5,400		□起債対象事業の組替え ・普通旅費 36 ・消耗品費 3,920 ・燃料費 696 ・手数料 162 ・使用料 98 ・借上料 488 (財源) ・海岸保全事業債 5,400	
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	△ 2,389			△ 2,389	□南新地土地区画整理事業特別会計補正による ・特別会計繰出金 △2,389	
	8款計	3,011			3,011		
9 消 防 費	消防施設新設費	3,239		400	2,839	□消防団格納庫建設に伴う用地分筆測量の実施及び消火栓新設費の増 ・委託料 462 ・消火栓新設負担金 2,777 (財源) ・消防施設整備事業債 400	
	消防施設管理費	424			424	□消火栓補修費の増による ・市水消火栓維持補修負担金 424	
	防災ハザードマップ整備事業費		5,000		△ 5,000	□国庫補助金の充当に伴う財源組替え (財源) ・国庫補助金 5,000	
	9款計	3,663	5,000	400	△ 1,737		
10 教 育 費	小学校施設改修費	1,107			1,107	□台風17号被害による ・修繕費 1,107	
	中学校施設改修費	365			365	□台風17号被害による ・修繕費 365	
	給食センター整備推進事業費			6,468	△ 6,468	□新学校給食センター構想検討の共同実施による財源組替え (財源) ・給食センター整備事業長洲町負担金 6,468	
	10款計	1,472		6,468	△ 4,996		
12 公 債 費	長期債元金償還金			△ 106	106	□公営住宅の管理事務に係る人件費の増額による充当財源の組替え (財源) ・住宅使用料現年分 △106	
	12款計			△ 106	106		
	款 合 計	165,961	81,839	7,400	7,865	68,857	
	各款職員人件費	△ 1,869			385	△ 2,254 (財源) ・住宅使用料現年分 106 ・熊本県市町村振興協会派遣職員人件費負担金 110 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 65 ・災害復旧応援職員派遣経費負担金 104	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源	一般財源		
		国県支出金	地方債	その他		
補 正 額		164,092	81,839	7,400	8,250	66,603
補正前の額		23,016,005	6,733,193	950,900	1,257,844	14,074,068
合 計		23,180,097	6,815,032	958,300	1,266,094	14,140,671

議第79号資料

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	社会保障・税番号制度 整備費補助金	0	6,248	6,248	新規
	国保制度関係業務 事業費補助金	0	589	589	新規
	計	0	6,837	6,837	
6款 繰入金	一般会計繰入金	654,862	△ 485	654,377	人件費の減額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	754,862	△ 485	754,377	
7款 繰越金	繰越金	1,501	4,094	5,595	平成30年度決算剩余金
8款 諸収入	療養給付費等負担金	0	666	666	実績報告修正に伴う療養給付費等負担金（過年度分）
	その他	121,258	0	121,258	
	計	121,258	666	121,924	
その他		6,594,824	0	6,594,824	
歳入合計		7,472,445	11,112	7,483,557	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	95,106	6,352	101,458	人件費の減額 △485 給与改定による増 231 職員手当等の減 △716 オンライン資格確認等自序システム改修委託料 6,248 外国人被保険者の在留資格関係対応に伴うシステム改修委託料 589
	その他	16,453	0	16,453	
	計	111,559	6,352	117,911	
9款 諸支出金	償還金	100	4,760	4,860	精算に伴う平成30年度特定健診査等負担金返還金
	その他	3,873	0	3,873	
	計	3,973	4,760	8,733	
その他		7,356,913	0	7,356,913	
歳出合計		7,472,445	11,112	7,483,557	

令和元年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

<保険事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,033,639	△ 560	1,033,079	育休による職員減等に伴う減額
	その他	96,870	0	96,870	
	計	1,130,509	△ 560	1,129,949	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合事業)	37,982	392	38,374	介護予防ケアマネジメント委託件数増に伴う増額
	地域支援事業交付金 (総合以外)	53,926	△ 1,542	52,384	育休による職員減等に伴う減額
	その他	1,459,943	0	1,459,943	
計		1,551,851	△ 1,150	1,550,701	
5款 支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	41,020	424	41,444	介護予防ケアマネジメント委託件数増に伴う増額
	その他	1,521,820	0	1,521,820	
	計	1,562,840	424	1,563,264	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合事業)	18,991	196	19,187	介護予防ケアマネジメント委託件数増に伴う増額
	地域支援事業交付金 (総合以外)	26,963	△ 771	26,192	育休による職員減等に伴う減額
	その他	783,964	0	783,964	
計		829,918	△ 575	829,343	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	52,084	318	52,402	給与改定に伴う増額
	現年度分地域支援事業繰入金 (総合事業)	18,991	198	19,189	介護予防ケアマネジメント委託件数増に伴う増額
	現年度分地域支援事業繰入金 (総合以外)	26,958	△ 772	26,186	育休による職員減等に伴う減額
	その他	871,873	0	871,873	
	計	969,906	△ 256	969,650	
その他		182,986	0	182,986	
歳入合計		6,228,010	△ 2,117	6,225,893	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	113,071	△ 3,688	109,383	給与改定に伴う増額 介護保険係職員分 318 育休による職員減等に伴う減額 地域包括支援センター職員 分 △4,006
	その他	52,629	0	52,629	
	計	165,700	△ 3,688	162,012	
5款 地域支援事業費	介護予防・ケアマネジメント事業費	22,359	1,571	23,930	介護予防ケアマネジメント委託件数増に伴う増額
	その他	214,380	0	214,380	
	計	236,739	1,571	238,310	
その他		5,825,571	0	5,825,571	
歳出合計		6,228,010	△ 2,117	6,225,893	

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 サービス収入	介護予防サービス計画費収入	21,006	3,466	24,472	計画費収入増に伴う増額
その他		7	0	7	
	歳入合計	21,013	3,466	24,479	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 事業費	介護予防支援事業費	19,423	3,466	22,889	介護予防支援計画原案作成委託件数増に伴う増額
その他		1,590	0	1,590	
	歳出合計	21,013	3,466	24,479	

2号補正後の介護保険特別会計予算は6,249,023千円で、その内訳は、保険事業勘定6,228,010千円、介護サービス事業勘定21,013千円となります。

今回の3号補正により、保険事業勘定を2,117千円減額、介護サービス事業勘定を3,466千円増額しますので、3号補正後介護保険特別会計予算は6,250,372千円となります。

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	39,164	11	39,175	給与改定等に伴う増額
	その他	202,253	0	202,253	
	計	241,417	11	241,428	
6款 諸収入	雑入	7,855	24	7,879	派遣職員の給与改定等に伴う 増額
	その他	24,148	0	24,148	
	計	32,003	24	32,027	
その他		526,062	0	526,062	
歳入合計		799,482	35	799,517	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	42,416	35	42,451	給与改定等に伴う増額 高齢者医療係職員分 11 派遣職員分 24
	その他	4,272	0	4,272	
	計	46,688	35	46,723	
その他		752,794	0	752,794	
歳出合計		799,482	35	799,517	

議第82号資料

令和元年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 分担金及び負担金	土木費負担金	70,000	10,000	80,000	公共施設管理者負担金の収入額決定に伴う増額
5款 繰入金	一般会計繰入金	166,714	△ 2,389	164,325	公共施設管理者負担金の収入額決定等に伴う減額
その他		602,400	0	602,400	
歳入合計		839,114	7,611	846,725	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	84,830	280	85,110	給与改定等に伴う増額
2款 事業費	南新地事業費	750,000	7,331	757,331	公共施設管理者負担金の収入額決定に伴う増額
その他		4,284	0	4,284	
歳出合計		839,114	7,611	846,725	